

海津敦子

「所信表明に関して、教育長にお伺いします」

Q：教育長は所信表明で「課題を一つひとつ着実に解決しながら、文京区の教育行政の責任者として、誠心誠意、全身全霊をかけて、与えられた使命を果たす」と述べられています。

使命を果たすとは、教育ビジョンに掲げられた理念「個が輝き共に生きる文京の教育」を理念で終わらせずにしっかりと具現化することではないでしょうか。その実現には人権に配慮した教育や学校運営の推進が不可欠です。

学校教育の現場でも「法の下での平等」「個人の尊重」「幸福追求権」といった人権一般の普遍的な視点から「人権尊重のアプローチ」と、具体的な人権課題に即した「個別的な視点からのアプローチ」を取り入れた教育の一層の充実があってこそだと考えます。

例えば、文部科学省はこの4月、「性同一性障害や同性愛などを含む性的マイノリティー LGBT の子どもに対しての配慮を求めた通知を各教育委員会等に出しました。LGBT の子ども達の自殺未遂率が高くなるのが様々な調査で明らかになっているからです。その背景には、学校等での時間も含め、思春期に至る前までに LGBT を「ネガティブなものとしてとらえざるを得ない体験を色々させられる」といったことがあります。文科省は「命の問題」として強く改善を求めています。

文京区立小中学校では LGBT の子ども達が、例えば「同性愛はいけないこと」というような思いを持たずにいられる教育をどのように推進されているのでしょうか。恋愛の対象は「異性」に限定するものではないことを教員等が認識し、子ども達に押し付けることのない指導は徹底されていますでしょうか。伺います。

教育長：教育委員会では、これまで、スクールカウンセラーや養護教諭を対象として実施してきた性的マイノリティに関する研修を、今年度は生活指導主任も対象として実施する予定です。

このように、学校の様々な立場の教職員の資質の向上を図ることにより、さらなる指導の徹底を図ってまいります。

Q：学校図書館や保健室などには LGBT を理解する本は置かれていますか。各学校の実態をどう把握していますでしょうか。学校快適化や建て替えの設計でどのような配慮をされていけますか。1 中の快適化では文科省が求める配慮を速やかに実践する設計がなされていません。問題はないのでしょうか。合わせて教えてください。

教育長：学校図書館や保健室等への LGBT の図書の購入についても、今後、児童・生徒の状況に応じて計画的に進めてまいります。

現在、学校施設の快適性向上事業では、快適な教育環境とするため、全学校に多目的トイレを整備することとしておりますが、今後は校舎内にも多目的トイレを整備し、教育環境のさらなる向上に努めてまいります。

また、第一中学校においては、学校と調整の上、今年度、利用頻度の高いトイレを改修しました。校舎への多目的トイレの設置については、平成29年度に実施予定である快適性向上事業の中で対応することとしております。

なお、同校には、すでに体育館棟に多目的トイレが設置されております。

Q：また、教員研修で積極的に性的マイノリティーの子ども達のことをテーマにされていますが、各学校できちんと子ども達に還元されているかの検証をどのようにされているのでしょうか。研修は成果がなければ、その研修のあり方そのものを見直していかなくてはなりません。

LGBT は7.6%、13人に1人はいるといわれる状況の中、文京区小中学校であれば、この5月1日現在の区立小中学校の教職員数638人からは48人程度の当該の教職員がいると試算でき、在籍児童生徒数9792人からは、約744人程度の LGBT の

子がいると推計できます。

LGBT の子ども達は学校に相談できているのでしょうか。教員研修の成果があるとすれば、ひとつには、そうした子ども達が「差別されない」「味方になってもらえる」と安心して打ち明けやすい相談環境が整備でき、相談件数という数字に表れてくるのではないのでしょうか。子どもや保護者からの昨年度の相談件数を教えてください。

教育長：LGBTに関する子どもや保護者からの相談件数についてですが、各学校及び教育相談室を含め、これまでのところ寄せられた相談はありません。

また、研修の成果としては、教職員の資質が研修によって向上したことにより、今後、LGBTに関する相談がなされた場合には、より適切な対応ができると考えております。

今後も、子どもたちが相談しやすい環境を整えるため、子ども家庭支援センターとも連携し、相談があれば迅速かつ丁寧に対応することが可能な体制を整えてまいります。

Q：教育長は今後、「個が輝き共に生きる文京の教育」の具現化のひとつとして、LGBTへの支援や理解啓発を年齢に応じてどのように実践していこうと考えられていますか。伺います。

教育長：今後、「個が輝き共に生きる文京の教育」を推進するため、LGBTに関する相談と理解啓発について、子どもが抱えるLGBTに関する悩みに寄り添った対応を進めてまいりたいと考えております。

「インクルーシブ教育について教育長のお考えを伺います」

Q：教育長はインクルーシブ教育が日常となり、教員が「やりたくない」という個人的感情から実践を阻むことがないように制度を推進するイタリアに赴任された経験がおありです。そのご経験を文京区で活かしていただくことを切望します。

文京区教育委員会も相当にインクルーシブに向かって努力はしているものの、未だ校長や教員の考え方に左右されているのが実態です。

来年の4月には障害者差別解消法が施行され、合理的配慮が各自治体に義務化されますが、学校現場には未だ「えこひいき」的な感情をもち、個々に応じた合理的配慮について後ろ向きの教員も少なくありません。障害は個々にあるのではなく、周囲の理解や手立ての不適切な環境によってもたらされるものであるという「社会モデル」で考えられる校長や管理職はまだ少数です。人に左右されることなく必要な合理的配慮を個々の子どもにどのように担保していくお考えでしょうか。

教育長：教育委員会では、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」の施行を前に、法律の趣旨である障害を理由とする差別的取扱いの禁止や社会的障壁の除去、並びに、合理的配慮の提供などについて、すでに各学校・園に周知しております。

また、本年8月に実施した特別支援教育に関する研修会においても、同法を取り上げ、理解啓発を図っております。

今後も、東京都教育委員会の研修を活用するとともに、区独自の研修を充実させながら、普及・啓発活動を継続してまいります。

また、差別の解消に向けた取組に関する情報の収集と提供を行い、法の趣旨に基づき、各学校・園が障害のある一人一人の子どもに対し、その状況に応じて必要かつ適当な変更・調整を行うよう働きかけ、合理的配慮を充実させてまいります。

Q：さらには 子ども達は学び合うのであって「共に学ぶ」ということは当たり前のことでありながら、特別支援学級等に在籍する子どもを、一方通行の「受け入れる」という発想や表現で捉えている教員が多くいます。そうした大人の考え方は子ども達に伝播していきます。子ども達に「偏見」を植え付けていくことになりかねません。

教育長は障害のある子を「受け入れる」という発想をどのようにお考えでしょうか、伺います。

教育長：共生社会の形成に向け、インクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進が必要であると認識しております。

また、特別支援教育に関連して、障害に対する理解を推進することにより、周囲の人々が、障害のある人や子どもと共に学び合い生きる中、公平性を確保しつつ社会の構成員としての基礎をつくっていくことが重要であると理解しております。

今後とも、学校において、次代を担う子どもに対し、特別支援教育を率先して進めていくとともに、指導にあたる教職員に対しても、障害を理由とする差別の解消に向けた意識の向上を図り、共生社会の構築につなげてまいります。

Q：一定の力がなくては、子どもの通常の社会である通常学級に参加させられない。「いじめられる」といった考え方が学校現場には根強くあります。障害はその子どもにあるのではなく、社会、学校であればその学校、学級にあるという指針を文京区教育委員会として、交流及び共同学習ガイドラインでより鮮明に打ち出す必要があると思います。ガイドラインを検証することになっていますが、どのような視点を持ち、どのようなスケジュールで検証を行い改善していくのか、現段階での反省材料と共にお示しください。

教育長：ガイドラインにおいて、日常の学校生活や教科の学習等、多様な視点を示し、各学校における交流及び共同学習の推進を図ってまいりました。このことにより、特別支援学級の児童・生徒が交流する学級の児童・生徒と同じ学習目標や内容に取り組むことで、互いに達成感や自己肯定感を得ることができております。

また、該当児童・生徒の障害特性に応じた支援をさらに充実させる必要があることから、様々な障害特性に対し、より専門性の高い指導・助言を得られるよう、合理的配慮協力員の人数を増やし、個々の障害特性に応じた合理的配慮の在り方を検討しております。

今後とも、効果や浸透度、及び問題点の検証を引き続き行ってまいります。なお、検証及び見直しの時期については、国や都の動向などを踏まえ、適切に検討してまいります。

「柳町小学校の増築計画における「良好な教育環境の整備」について教育長にお伺いします」

Q：議会がやるべきことの一つに、区が掲げたことと施策の整合性が量られているかのチェックがあります。

先日、中学校PTA連合会の会長と文教委員会で懇談をしました。区は「すべての子ども達への適切な教育機会の保障」を謳っていますが、その折、学校施設の格差について運動場などのことも含め憂いている話が様々でした。教育委員会はさらに真摯に受け止め格差を改善すべきです。しかし、格差を逆に広げようとしているようにも映ります。

例えば、学校の廊下幅の設定からは教育格差を容認する姿勢が見えます。築30年以下の、区内では比較的新しい学校は、いずれも350cm以上の広々とした廊下です。広々とした廊下は子ども達の安全を確保するとともに、子ども達への多様な活動の場にも活用できます。たかが廊下幅、されど廊下幅で、サイズに格差があれば、子ども達に提供する教育機会の格差が生じます。しかしながら、教育委員会が示した柳町小増築校舎の設計は、210cmの廊下幅の校舎を計画しています。ほとんどの学校で300cm以上が確保されている廊下の中、ただでさえ区内で一番狭い現在の柳町小の廊下は250cmサイズです。教室からあふれた子ども達の荷物が廊下の三分の一ほどを占めている状況で、安全面からも問題があるのに、さらに狭くする設計は理解しがたいものです。

教育委員会が示す柳町小の増築計画は、廊下幅はもとより、議会で採択した請願の趣旨にもあるように、児童数が増えるにも関わらず現状よりもさらに狭くする運動場は、良好な教育環境とは言い難くつつまがありません。文科省が示す「学校施設整備指針」にも合致しません。建て替えではなく「たかが教室確保」であり「時間がないから」といって、「良好な教育環境確保する」という理念をなし崩しにして計画を進めてよいはずはありません。

一度建てた校舎は、今後30年以上は子ども達が使用するもので、税金を投じる以上、増築であっても建て替え同様に、格差を生まない良好な教育環境を保障するものでなければなりません。良好な教育環境の下で子ども達を育てることは支出ではなく、将来への投資でもあります。

お伺いします。柳町小の増築について、採択された請願の趣旨も踏まえ、6中など肯定的な評価を得る学校とそんな色ない良好な

教育環境をどのように担保されていくのか。教育委員会が考える廊下幅等も含めた良好な教育環境の具体的な基準を示し、教えて下さい。良好な教育環境の判断基準がなければ区民は判断しようがなく、区民の信頼は得られません。

教育長：小・中学校の廊下の幅は、建築基準法施行令によると、両側に居室がある場合は2.3m以上、その他の場合は1.8m以上となっております。

学校施設の整備に当たっては、建築基準法など関係法令を遵守し、文部科学省の施設整備指針を踏まえ、学校敷地及び建物の状況などを考慮してまいります。

「放課後等デイサービスについて、教育長にお伺いします」

Q：文京区で今年度、放課後等デイサービスがスタートしました。

文京区福祉センターや勤労福祉会館で始まった放課後等デイサービスは4月1日からオープンしたにも関わらず、教育センターの放課後等デイサービスは6月になってやっとスタートしたというありさまです。公設公営で準備はいかようにもできたにも関わらず、4月からオープンできなかった要因はどこにあるのでしょうか。区政への信頼を失墜させるものです。なぜこのようなことが起きたのか。PDCA サイクルに則り検証をされた結果で得た問題点と、今後の区政で今回の反省点をどのように活かすのか、お示してください。

また、教育センターの放課後等デイサービスは、定員15人に対して多い日で10人、5人程度の利用者の日が多いと聞きます。該当する子どもの保護者からは「学校への迎えがない」ことで使いづらく、合わせて「療育内容も学齢期の療育に対する知見や経験不足を感じざるを得ず魅力を感じない」との声を多く聞きます。

さらには、学齢期の療育に専門的な技術、知識、ノウハウを持つ民間の療育機関による実施を望む声も多々あります。保護者が願うサービスが遅々として実現されない公設公営ではなく、多様なサービスの実現が可能となる民間委託を当事者は切望されています。

行財政改革の視点から鑑みると「民間活力の活用」は本来であれば例外なく検討すべきことと思います。まして、そこに当事者の「民間委託」への要望があるとすれば、区民サービスの向上からも当然かと思いますが、検討のお考えはおありでしょうか。伺います。

教育長：教育センターにおける放課後等デイサービスについては、放課後の時間帯を利用して、子どもたちへの療育を実施することを目的として準備を進めてまいりました。そのため、3月に保護者会を実施し、4月から保護者との面談や契約事務等を丁寧に進め、6月に通所を開始したところです。

定員に空きが生じている事については、既に追加募集を行っております。また、送迎や内容について、利用者からご意見があることは認識をしており、今後、利用者のニーズの把握や職員のさらなるスキルアップを図り、サービスの充実に努めてまいります。なお、民間への委託については、現時点では考えておりません。

「ふれあい学級の利用拡大について、お伺いします」

Q：教育センターに設置されている「心理的な要因等によって不登校になっている文京区立小・中学校に在籍する児童・生徒が通う「ふれあい学級」は、なぜ、文京区立小・中学校に在籍する児童・生徒に限定するのでしょうか。文京区在住である私立・国立の小中学校に通う子どもを外す理由がわかりません。

まして、中学までは義務教育であり、文京区は私立中学校等へ進学する生徒はおよそ5割います。そうした子ども達が不登校にならないと断言できません。私立に通う義務教育課程の子どもの「ふれあい学級」への入級は、教育センター所長が「特に認め

る者」にならなければ入級できません。なぜ、同じ文京区の子どもでありながらも「認められなければが入級できないハードル」を設けるのでしょうか。

区立、私立、国立を問わず文京区の子どもとして不登校になったすべての子ども達が多様な教育の機会を確保できる「ふれあい学級」へすみやかに改善すべきです。伺います。

平成26年度、文京区の区立学校に通う不登校の子どもは中学生が63人、小学生は32人でした。その中で「ふれあい学級」に通級した子どもは中学生のみで12人にすぎません。小中あわせると不登校の子どもの8人に1人だけという計算です。「学校生活へ復帰を支援する場」という結果を求め過ぎていることも背景にはあるのではないのでしょうか。学校時代に家に居続けることは将来的にひきこもり、生きづらさを抱えることにつながる可能性が指摘されています。なぜ、8人中7人は通級しないのか、要因分析の結果を教えてください。

文科省の学校基本調査では2年連続して不登校の小中学生が増加しています。そして、無理に学校に行かなくても他の選択肢を有効活用して「学校に居場所は持てなかった。でも、ここなら居場所がある」と子ども本人が感じられるフリースクールなどを、国も支援する方向になっています。

「ふれあい学級」の「学校生活への復帰を支援する」ことを目的とすることは、子どもにとって「学校にいけないことを自己否定する」ことにもつながる危険があります。

今、求められるのは学校以外に多様な「居場所」「学びの場」を提供していくことです。

そのためにも、学校生活になじめずに自信を無くしていた子どもが再び自信をつけ、堂々と生きていく居場所として「ふれあい学級」を運営すべきと考えます。

子どもたちが挑戦したいことに力をかす。そうした多様性を活かした運営を実践すべきが時代の流れです。

「ふれあい学級」の設置目的である「学校への復帰」を見直されてはいかがでしょうか。伺います。

教育長：不登校対応については、不安や課題を抱える子どもたちの気持ちに丁寧に寄り添い、その小さな変化を感じ取り大事にすることが基本と考えております。

そのため、総合相談において、家庭と子供の支援員による登校援助や、スクールソーシャルワーカーによる家庭訪問など、様々な取組みを行っております。今後とも、これらの総合相談の充実を進めてまいります。

ふれあい学級は、総合相談における不登校対応の一つとして、不登校児童・生徒の集団生活への適応や学校への復帰支援を目的として設置し、運営を行っております。

ふれあい学級への通級については、総合相談との連携の充実やスクールソーシャルワーカーの全校訪問など、子どもと学校への働きかけを強めたことにより、通級する子どもが増加しております。引き続き学校と連携しながら、児童・生徒の個々の状況をふまえつつ、不登校児童・生徒のふれあい学級の利用を進めてまいります。

さらに、ふれあい学級のあり方については、ICT機器の活用や青少年プラザとの協働など、教育センターの複合施設としての利点を生かした新たな取組みを進めてまいります。

「区政における人権について、区長にお伺いします」

Q：文京区男女平等参画推進条例には「性的自認・性的指向による差別禁止」が明文化されており、「人権侵害」を「性的指向・性的自認に起因する差別」等と明確に規定しています。ここでも具現化が重要です。理念はお飾りではなく、具現化するためにあります。

東京オリンピック・パラリンピックの大会基本計画のコンセプトのひとつ「多様性と調和」の中でも「性的指向」が明記され、「文京区が性的マイノリティーの人たちにどう対応しているか」は必ず問われることになりましたが、文京区にもLGBTへの偏見、差別、そして、社会制度から「生きづらさ」を感じている人たちがいます。

先にも述べましたが、LGBTの人たちが非常に高い自殺リスクを背負っていることは区長もご存知のことと思います。区民の誰しにも希望を届けるリーダーである区長ですから、命に向き合う課題として、より力をつくされるべきではないでしょうか。

条例で差別を禁止している以上、差別禁止の理念をすべての施策に落とし込み具現化できているか、速やかに検証を行い、差別があれば是正すべきと考えます。

伺います。差別禁止の理念のさらなる具現化に着手するお考えはありますか。現段階で、区長が危惧するような当事者が差別されていると感じる施策はありますか。

区長答弁：条例制定後、相談窓口の設置や周知、当事者・支援者団体との共催事業、職員や支援者への研修等、様々な取り組みを展開し、個別の事案の中で差別事象が生ずる場合には、それに向き合い、迅速に対応してきております。

今後も、男女平等参画推進事業のほか、LGBTの自殺リスクへの対応や教職員の研修等を通じて、差別のない社会を作てまいります。

「福祉センターの費用対効果と設計の課題について伺います」

Q：福祉センターが4月にオープンして5か月、子育てひろば等は利用者に喜ばれ賑わっています。しかし、ゴールデンウィーク中やこの夏も祝日や日曜には閉館し、親御さんたちからは「休み中に遊びに行く場所の確保が大変なのだから、日曜祝日も開けてほしい。開館時間も短い」との声が多数寄せられます。他の自治体では日曜・祝日にも利用可能な子育て広場を設けています。区民ニーズがあり、しかも費用対効果の側面からも、まずは新設した「子育てひろば江戸川橋」の利用日、開設時間を拡充されてはいかがでしょうか。伺います、

区長：子育てひろば江戸川橋は、開設当初より、乳幼児と保護者が安心して遊べる場として、また、情報交換の場として多くの方にご利用をいただいております。

子育てひろばについては、平成20年度に土曜日を閉館し、25年度からは夏期の2か月間について、閉館時間を午後5時まで延ばすなど、サービスの向上を図ったところです。

今後とも、利用者ニーズを踏まえ、運営について検討してまいります。

Q：次に、福祉センターの設計について伺います。

総合体育館が使いづらく空調機能も不十分な設計で、カビが生えやすい個所は定期的に壁を塗り直さざるを得ないなどの課題や、千石児童館・千石育成室では動線のまずさやトイレ設計の配慮の足りなさなど、設計上の問題が様々に指摘されてきたことは記憶に新しいところです。

そうした課題は当然、PDCAで見直しその後の施設設計に活かされるべきです。ところが福祉センターの放課後等デイサービスは立派な入り口を設けながら「動線に問題がある」「使いづらい」として、新たな出入り口を設けることが考えられています。慎重に慎重を重ねなければならない設計において、他の施設ですでに明白になった課題が生かされていません。動線など基本的な問題がなぜ生じたのでしょうか。総合体育館等の設計過程における反省材料は何かあったのか、なぜそのことが活かしきれていなかったのか、合わせて教えてください。

さらには、今後の施設設計で同じような問題が起きないための再発防止策をご提示ください。

区長：文京総合福祉センターの設計段階においては、基本プランをもとに、管理・運営事業者との調整を重ね、基本設計・実施設計を行ってまいりました。

施設の開設後、具体的な活動内容を構築する中で、利用者にとっての安全性・合理性の視点から、実際の運用状況に沿った改修工事を検討しているところです。

なお、施設の改修・改築の設計に際しては、今後とも、具体的な事業実施の視点に立ったきめ細かな協議や調整を行ってまいります。また、運営開始後に明らかとなる個別の課題については、それぞれの施設の運用状況に応じた改善を、適切に図ってまいります。

「子ども関連部門の組織再編についてお伺いします」

Q: 来年4月のスタートに向けて、子ども関連組織を教育委員会に移行することも含め組織の再編を検討されていることについて伺います。

子ども・子育て支援施策を教育委員会に編入し、子育て・教育の子どもに関わる業務を一体化していくことは、縦割り行政による弊害が排除され、速やかに連携強化を図れることやサービスの向上が大いに期待されます。しかし一方で、区民の選挙で選出されたのではない教育長の権限が肥大化することが懸念されます。

区民目線に立って検証した時、母子保健・児童福祉・学校教育の「子どもに関わる行政」について、所管が別であることから生じる事業の各課題は何かがあると分析されていますか。

そうした課題を改善するにあたり、教育委員会の職務にするかしないかは、区民に「わかりやすい」選別も重要です。どのような視点で行う方針でしょうか。

区長: 組織再編にあたっては、所管の問題だけでなく、利用者にとっての「分かりにくさ」や「つながりにくさ」の解消を最大限に図っていくことが重要であると考えております。

事務処理の迅速性及び効率性を損なわず、分かりやすく利用しやすい体制を構築することを第一に考え、現在、最適な所管部署やフロアのレイアウト等について検討を進めているところです。

Q: 再編後、教育委員会の新たな職務となった事業に対して、教育長の指揮命令系統はどこまで及んでいくのでしょうか。教えてください。

区長: 組織の再編にかかわらず、子どもたちを育むために必要な教育施策を展開するにあたっては、当然に、教育長及び教育委員会の権限と責任の範囲において実施していくものと認識しております。

Q: 総合教育会議で区長との関わりがあるもの、組織再編後、教育長が、区長の意向をどのように反映し、何を基準に、どのように子ども・子育て施策の判断を下していくのか、お考えを伺います。

教育長: 必要に応じて区長と協議するとともに、「文京区基本構想」及び「文京区教育振興基本計画」を踏まえ、適切に判断してまいります。

Q: 障害のある子とその家族支援は、子ども、子育て支援よりも「障害児」「障害者施策」でくくられてきています。しかし、当たり前のことですが、障害のあるなしに関わらず子どもは子どもです。障害のある子、家庭への支援もまた子どもの「育ち」を支えるものであり、子育て支援です。

障害があっても「子ども・子育て」という視点でワンストップで必要な施策にたどり着き、手続きを終えることが当事者の望みです。障害の有無に関わらず、すべての子育て家庭への支援が同じフロアで完結できるような配慮は、利用者が「わかりやすさ」を実感できる側面からも重要です。そうした配慮を、今回の再編成の中でどのように検討されていますでしょうか。

区長: 組織再編にあたっては、先ほどご答弁申し上げたとおり、利用しやすい組織体制の構築を第一として、様々な子ども・子育て施策が、効果的かつ効率的に展開できるよう、引き続き検討してまいります。

「人事制度についてお伺いします」

Q：最上位に位置づけられる「文京区基本構想」の実現のために、教育に関する「文京区教育ビジョン～個が輝き共に生きる文京の教育」、さらには「教育振興基本計画」など、様々な区政分野における各種の政策や施策が策定されています。言うまでもなく、これらは策定して終りではなく、実行・実現・具現化するためのものであり、その成否は実行する「人」にかかっていると行って過言ではありません。

「人」という点においては、執行機関である行政組織が、政策や施策を高いレベルで実現・具現化するという「成果を最大化できる体制」で臨むことが必須です。

いっぽうで区民からは、担当者の当該分野に関する知見や情報が不十分なことから適切なサービスを受けられないケースがあり、その後数年の経験を経てやっと理解が進んだと感じた矢先に異動してしまい、またゼロから理解を促すように関係を作り直さなければならぬ、といった徒労感を訴える声が少なくありません。

また、着任したばかりの課長が当該分野に関する経験不足から適切な判断ができず、部下である担当者が戸惑ってしまうことに起因するサービスの低下に嘆く声もあり、文京区の人事制度の改善を望む区民ニーズは決して小さくありません。

端的に言えば、策定されている各政策や施策で掲げている内容と、実際の担当部門の対応やサービスとの間のギャップに対する区民の不満と言えます。

政策や施策で掲げている理念や目標、方向性が上層部から担当レベルまで一貫して徹底されている組織体制を構築していただくことを切望いたします。

来年4月から施行される改正地方公務員法の人事評価制度では、能力及び実績に基づく人事管理の徹底が明記されており、業績評価における「目標による管理」をうまく運用できるかどうかを課題と考えます。

そこで伺います。

人事評価における個々人の目標設定が上位の政策や施策と同じ方向性でリンクしていますか、また、目標の達成度評価は、上位の政策・施策・事務事業の行政評価と連動していますか。

区長：本区では、「目標申告制度」、「業績評価制度」からなる人事評価制度を平成19年1月から導入しておりますが、個々人の職務目標は、組織目標達成のために設定するものであり、政策や施策等とリンクしているものです。

Q：これらの視点において、現状の課題と目指すべき人事制度についてのお考えをお聞かせください。

区長：現状の課題等についてですが、今後は、この度の法改正の趣旨を鑑み、目標の達成状況に基づいた業績評価をさらに進めていく必要があると考えております。

Q：人事評価制度を人材配置の基礎データとして活用するなど、適材適所を実現するためにどのような制度上の工夫をされるか、お考えを伺います。

区長：人材配置への活用ですが、これまで、評価結果を人材配置へ活用しているところであり、今後も、同様の取り組みを行ってまいります。

Q：さらには、評価者の経験や知見、習熟度が浅いケースなどで、部下が適正に評価されないことから不満が生じ、モチベーションの低下を招くようなことがないよう、また、評価者に評価されるための仕事をするというような本末転倒なことがないような評価方法の確立が必須と考えます。

そのためには、人事評価から評価者の主観を排除し、個人の目標設定の段階から上位の政策や施策など組織の目標との連動性・整合性を確保し、個人の目標達成への努力が組織の目標達成への貢献度と一致するような、客観的で公正な人事評価制度の構築が不可欠です。

このような人事評価制度こそが、現場レベルから区政全体として住民満足度を向上させ、成果を最大化できる組織づく

りの要と言えるのではないのでしょうか。

これらの観点において、人事評価制度上、改善すべき課題や目指すべき方向性についてお考えを教えてください。

区長：職員の制度に対する理解や評価基準の統一が重要であることから、今後も、管理職及び職員に対する研修を継続・充実し、評価の正確性・公平性の確保と人事評価制度の理解促進に努め、職員の士気と組織の活力を高めてまいります。

【答弁を受けて】

自席から発言させていただきます。

区長 教育長 答弁をありがとうございました。

まず、PDCA サイクルで検証し抽出した課題について、何点かお聞きしましたが、ほとんど明快な答弁をいただけなかったことが残念です。

次に、教育センターの放課後等ディサービスは、明らかに、行財政改革で示された「民間活力の活用」の対象になります。にもかかわらず、教育長の「現時点では考えない」という答弁は、行革の「方針に背くもの」であり、公設公営にこだわり、検討をしない理由も不明瞭です。

今の子ども達が専門的な技術、知識、ノウハウで豊かな放課後が過ごせるように、行革の方針に沿って「民間活力の活用」を速やかに検討していただくよう、改めてお願いいたします。

また、ふれあい学級については、答弁をさけられたとしか思えないこともありました。

文京区在住の私立や国立に在籍する子ども達が、学校に行くことができなくなったときに 区立小中学校の子ども達同様に気軽に利用できる場であるべきではないかとの質問に対して、まったく答えて頂けなかったことは残念でならず、子どもたち本人に話せません。

さらには、柳町小増築計画でお尋ねした「良好な教育環境をどのように担保するのか?」「その具体的な基準は?」についても、教育長のお答えがまったくありませんでした。

唯一示されたのは「建築基準法施行令を遵守する」と「文科省施設整備指針を踏まえる」だけです。

これらは教育長のお考えではなく、誰がやろうが当たり前の大前提のことです。

そうした最低基準を満たすことが、文の京、教育日本一を目指す文京区教育行政の「良好な教育環境」であろうはずがなく、柳町小増築だけは「最低基準さえ満たせばいい」と仮に本心でそうお考えなら、理解しがたいものがあります。

まして、校庭については、文科省が求める基準から、かけ離れた増築計画であり、総じて、どこに基準を置いているのか正直わかりませんでした。

文の京、文京区の教育行政の最高責任者であり、教育委員長も兼任される教育長から、文京区の子ども達に提供したい「良好な教育環境」に懸ける想いを全くお聴きできず、激しく落胆しています。

教育ビジョンに掲げられた「個が輝き共に生きる文京の教育」の実現には、学校格差のない「良好な教育環境」が必須です。一日でも早く、教育長ご自身の言葉で「良好な教育環境」に懸ける想いをお聴きでき、実行に移される日が来ることを切にお願いして、私の質問を終わります。